



＜報道発表資料＞

総務部 文書課
文書管理・指導担当 岡田
直通 048-830-2515
代表 048-824-2111 内線 2522
E-mail: a2510@pref.saitama.lg.jp

令和7年12月19日

個人情報を含む文書の紛失について

文書課内において、心身障害者扶養共済制度弔慰金給付決定に係る個人情報を含む文書が所在不明となる事案が発生しました。現在までに、第三者による不正使用等の事実は確認されておりません

1 概要

- ・令和7年12月8日 障害者福祉推進課が文書課に公印依頼のため文書を提出し、その後文書課で押印作業した。押印作業が終了した文書は文書課内の返却棚に入れ担当課が引き取るが、夕方の時点で、返却棚に当該文書は残っていなかった。
- ・令和7年12月9日 障害者福祉推進課の担当者が当該文書を引き取りに行ったところ、返却棚に当該文書がないことから文書が所在不明であることが判明した。その後も、庁内を捜索したが、発見されていない。
- ・当該文書は庁内で不明であるが、外部への持ち出しや、第三者による不正使用等の事実は確認されていない。

2 文書の内容

- ・弔慰金給付決定に係る文書（氏名、死亡年月日、金融口座情報、金額等）

3 対応

- ・対象者に連絡をし、謝罪を行った。
- ・当該文書の再発行の手続を行った。
- ・引き続き文書を捜索する。

4 再発防止策

庁内各課への知事印押印文書の返却に係る管理を徹底する。

5 問合せ先

- (1) 文書の紛失について

総務部文書課 文書管理・指導担当 岡田

直通 048-830-2515 内線2522
E-Mail a2510@pref.saitama.lg.jp

(2) 心身障害者扶養共済制度について

福祉部障害者福祉推進課障害福祉担当 龍前
直通 048-830-3315 内線3306
E-Mail a3315@pref.saitama.lg.jp

【心身障害者扶養共済制度】とは

障害のある方を現に扶養している保護者を加入者とし、加入者が死亡又は重度障害と認められた場合は、障害のある方に年金（1口当たり月額20,000円）が支給される制度。窓口は市町村。なお、1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が先に死亡した場合に、弔慰金が支給される。